別表　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後

目次

第一章　内部部局

第一節　特別な職の設置等（第一条）

第二節　課の設置等

第一款　長官官房（第二条―第十条）

第二款　原子力規制部（第十一条―第十三条）

第三節　課の内部組織等

第一款　長官官房（第十四条―第十九条）

第二款　原子力規制部（第二十条―第二十二条）

第二章　施設等機関（第二十三条―第二十九条）

第三章　雑則（第三十条）

附則

第一章　内部部局

第二節　課の設置等

第一款　長官官房

（長官官房に置く課等）

第二条　長官官房に、次の五課並びに参事官二人、安全技術管理官四人及び安全規制管理官二人を置く。

総務課

人事課

技術基盤課

放射線防護企画課

監視情報課

（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十四　略］

十五　原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。以下同じ。）の案の作成に関すること（同法第十条第一項に規定する事象及び同法第十五条第一項に規定する場合に係るものに限る。）。

十六　原子力事故又は原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。

十七　原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること（監視情報課の所掌に属するものを除く。）。

改正前

目次

第一章　内部部局

第一節　特別な職の設置等（第一条）

第二節　課の設置等

第一款　長官官房（第二条―第十条）

第二款　原子力規制部（第十一条―第十三条）

第三節　課の内部組織等

第一款　長官官房（第十四条―第二十条）

第二款　原子力規制部（第二十一条・第二十二条）

第二章　施設等機関（第二十三条―第二十九条）

第三章　雑則（第三十条）

附則

第一章　内部部局

第二節　課の設置等

第一款　長官官房

（長官官房に置く課等）

第二条　長官官房に、次の六課並びに参事官二人及び安全技術管理官四人を置く。

総務課

人事課

技術基盤課

原子力災害対策・核物質防護課

監視情報課

放射線対策・保障措置課

（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］